

平成 27 年度 第 2 回 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会会議録

日 時 平成 27 年 8 月 6 日 (木) 午前 10 時 00 分から 11 時 15 分まで

場 所 東金市役所 5 階 大会議室

出席した委員

古元 重和	千葉県健康福祉部保健医療担当部長
佐野 勇一	株式会社ちばぎん総合研究所経営コンサル第一部長
鈴木 紀彰	国保直営総合病院君津中央病院病院長
高橋 功	九十九里町議会議員
中丸 悦子	東金市議会議員
樋口 幸一	公認会計士
星野 恵美子	公益社団法人千葉県看護協会会長
横山 正博	千葉県病院局副病院長 (敬称略、五十音順)

欠席した委員

古川 洋一郎	山武郡市医師会副会長
水田 宗子	学校法人城西大学理事長
山本 修一	千葉大学医学部附属病院長 (敬称略、五十音順)

出席した関係者等

志賀 直温 東金市長
川島 伸也 九十九里町長

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
平澤 博之 理事長
石原看護部長、本吉事務部長、相川課長、小林課長 他

評価委員会事務局

東金市企画政策部医療センター推進課 川代参事、加藤係長、三枝主査補

会議概要

1. 開会 (午前 10 時 00 分) 司会 川代参事
2. あいさつ 設立団体 志賀市長、川島町長
地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長
3. 議 事
第 1 号議案 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
平成 26 事業年度の業務実績に関する評価結果 (案) について

委員長

それでは、本日も皆様のご協力をいただきながら、議事を進めてまいりたいと存じます。前回 7 月 10 日の評価委員会におきまして委員の皆様よりいただきましたご意見、また、前回の会議にはご欠席の委員の皆様方のご意見を事務局で確認していただきまして、取りまとめて作成いたしました平成 26 年度の業務実績報告に関する評価結果 (案) 及び平成 26 年度財務諸表の承認に関する意見書 (案) について、本日はご審議いただきたいと存じます。それでは、議事は会議の次第に沿いまして、まず、第 1 号議案 平成 26 事業

年度の業務実績に関する評価結果(案)についての審議を行います。では、事務局から説明をお願いします。
参事

資料1「地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター平成26事業年度年度計画評価表」の説明

資料2「地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター平成26事業年度の業務実績に関する評価結果(案)」の説明

委員長

はい、説明が終了しました。ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見を伺ってまいる段取りでございますが、前回ご欠席の委員の方々のご意見のまとめがお手元でございます。A4の片面でまとめてございます。それでは、前回と同じく資料1に基づきまして、大項目ごとにご意見あるいはご質問を頂戴したいと存じます。

まず、資料1の1ページ、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置、大項目の1についてお願いいたします。大きい面では、大項目1の1と2に法人の評価をかさ上げた部分がございます、他の部分は評価は変わりませんが附帯の意見が付いております。いかがでしょうか。

委員

前回欠席してしまいましたので文書で私の意見はここがございますが、この資料にあります救急搬送の受入実績ということで私としては評価を上げて4をつけてあります。ただ、救急が多い反面、当直の先生方等の負担がこれ以上きつくなならないような支援の方法もやはり取らなければ、医師・看護師の疲れと言いますか、疲弊が生じる、その辺のところを考えていかなければならないと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。評価の計数の変更の2点については、これでよろしいでしょうか。

他にございませんようでしたら、次の項目に移りたいと存じます。それでは、資料1の8ページから11ページです。大項目2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置について、ご検討をお願いします。この項目の中では、評価を少し下げた項目が2つあるのですが、それを含めましていかがでしょうか。

委員

私の意見としましてもこの中に入っておるんですけど、一番大事なことは医師・看護師の確保、これに尽きるんだと思います。先ほど志賀市長がおっしゃっていましたが、大変なご努力がされていることは重々存じ上げているんですが、理事長を初めセンターの皆さんのこれ以上の、これ以上と言いますか、努力はしておられるとは思いますが、やはり何とか医師・看護師の確保は絶対必要条件でありますので、何よりこれに尽きると思います。

委員長

はい、いかがでしょうか。この点について、私が私的な意見を述べさせていただきますけれども、やはり、この評価の会議になりますと充足できなかったことに評価がいきますけれども、実際は初年度ですので、残りの科は充足できたのは最初からご指摘のとおり非常に大きな点だと思います。やはり、この目標が容易に達成できる目標でしたら、こういうところで注目することは意義があると思いますけれども、千葉県全体で拝見しましても、公立病院全体で拝見しましても、なかなかこの項目が難しいことは知られております。ちなみに私どもの病院は医師が160人位おりますけれども、どうしても例えば泌尿器科ですとか、あるいは腎臓内科ですとか、一時あって消滅した科の補充がどうしてもつかない、こういう状況で私はこの夏もその2つの科のお医者さんを求めて、東京都と神奈川県の大学に伺って教授をお願いしてもなかなかいい感触が得ら

れないというような現実の状況がございますので、この辺の評価というのは全体をよく見ながらしていくとよろしいのではないかとは思いますが。

他にいかがでしょうか。評価を変更した点だけでなくいかがでしょうか。一番最後の中項目 職員給与の原則、このあたりは財務諸表の評価にも直接関連するところですのでけれども、この辺りも含めましてこの評価の変更はよろしいでしょうか。

委員

職員給与の原則のところなんですけど、確かに数字上は目標 70.7 に対し 79.5 ということで、まあ、収益が悪化しているということなんですけれども、実際には、職員給与が上がったからということではないし、むしろ、本来あるべき職種の方々が、先ほどからの話の中でも確保できていないという状況なものですから、ここはその評価 3 の評価に対し評価 2 ということで、「数値目標を達成するように」という話もあるんですけども、評価 2 というのはちょっと私には違和感があつてですね、本来基準となるべき給与を超えるような給与を払われていたりとか、想定外の支出が出てしまったという時であれば評価 2 で仕方がないと思うんですが、それよりも先ほどから出てます先発の外来患者を含めた収入をどう上げるべきかというところで、その現象でこちらの数値が変わってくるという形になるので、私的にはちょっと評価 2 というのはちょっと厳しいのかなと、ここの項目の努力というのは、むしろ、二次的な要因で数字がよくなるというふうに考えているんですけども、皆様どうお考えでしょうか。

委員長

ありがとうございます。今の委員のご意見に対しまして、皆さんいかがでしょうか。

委員

委員の方は、評価委員会評価が評価 2 ですが、職員給与の部分、それを評価 3 にしたいというご趣旨でしょうか。

委員

そうですね。

委員

私もこれは収入と職員給与のいわゆる相対的なものですから、収入が増えなかったための当初の目標値が達成されなかったということで、これは開院当初でございますから、まあ、評価 3 でもいいのかなというところでございます。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

委員

私もご意見に賛成です。給料が高いとか妥当でないというよりも、収入の面で、初年度ということで目標値に達しなかったということですので、評価は「3」の方でよいかと思えます。

委員長

はい、いかがでしょうか。委員の方々もご賛同いただけるようでしたら、確かに医師数に対しての医業収益の額を大雑把に見ますと、ちょっと少なめな感じがいたします。これは開院初年度であることと、例えばナースの数が足りないために病棟のオープンが不十分であるというようなこと、つまり、今の医師の数からすると、もう少しこの点は改善するのではないかというのが医業収入の問題だと思います。それで、もちろん、原則と書いてありますけれども、逆に給与費を投与するとこの項目が改善するというような性質ですので、この委員会としてはこの意見をそのまま残すことにして、追加に比率であるので収入自体を増やす努力をしていただくということにして、評価 2 を評価 3 に変更するというところでいかがでしょうか。（委員から

「はい」という声有) はい、では、そのようにお願いいたします。

他に、この大項目 2 について、全般的なご意見いかがでしょうか。

委員

10 ページなのですが、先ほど委員長の方からご提案がございました産婦人科の医師の確保の問題で、これが評価 3 から評価 2 になっているということで、これは前回言っていたんでしょうか。あまり記憶はないんですが、本日の提案では評価 2 になっているのでございますけれども、やはり、先ほど委員長がおっしゃったように、やはりかなり努力はされているんだと思います。たまたま、産婦人科の医師が確保できなかったということだけを捉えて、評価 2 というのはちょっと厳しいかなとそういう意見でございます。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。この点について、他の委員の皆さん、ご意見いかがでしょうか。

委員

私も評価が下がっているということで、あれっという感覚があります。この地域ですので、この地域のこととこの病院のことを考えますと、現実、産科医の方がなかなか来ていただけないという現実はあるんだと思いますけれども、これはやはりどこの病院に行っても、皆さんおっしゃることですし、先日、北海道の室蘭の市民病院にお伺いして勉強させていただきましたけれど、やはり同じ発言がございました。やはり、特段、この東千葉メディカルセンターだけの問題というのとは違いますので、やはり、評価 3 にした方がいいのではないかと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。

委員

産科、周産期医療は非常に大きな課題であると思います。この資料の 2 ページをお開きいただきますと、周産期医療につきましては、ここで「評価 2」ということでなされていますので、それを踏まえますと、医師確保という意味では、委員長がおっしゃった趣旨を私も賛成いたしますので、ここは評価 3 でよろしいのではないかと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。

委員

私も評価 3 という意見です。それから次年度のことについての意見ですが、27 年度ですから、既に、事業は推進されていますが、人員確保についてです。千葉県は看護師確保に難渋しています。それぞれ地域差もあるのですが、更に、また特にこの山武地域は、看護師確保も本当に難しい地域ですね。そういうことを踏まえますと、目標に数字は確かに大切ですが、結果だけでなく、職員が一丸となって頑張っています。評価にそういうプロセスも加味されることも検討していただきたいと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。というご意見の追加がございまして、趣旨としては今のようなところで医師のみならず看護師の確保もなかなか難しいというのがあることと、他項目の評価の変更も見合わせますとこの大項目 2、中項目 2 の (2) は元の評価 3 でよろしいというご意見でまとめてよろしいでしょうか。(委員から「はい」という声有) はい、では、この部分を元に戻すということで、2 か所の訂正をいたしたいと存じます。他にこの大項目 2 については、ご意見、ご質問などございませんか。

なければ、次の大項目 3 に移りたいと思います。資料 1 で言いますと 11 ページから 13 ページですが、大項目 3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置を取り上げます。この項目では、収益の

確保と費用の合理化のうち、特に収益の確保について、何名かの委員のご意見を追加させていただいております。評価そのものは、特に変更はいたしておりません。いかがでしょうか。

初年度ということもありまして、なかなか、難しい点もございますが、当初の目標はある程度達成できている項目もあり、ただ、収益が思うように行かなかったという点がございまして、次の議題で取り上げます財務諸表についても影響が結構大きかったらと想定されますが、この分野での評価は何かご意見、ご質問などございませんでしょうか。(委員から「なし」という声有) それでは、ございませんようでしたら、大項目の4に進みたいと存じます。

資料1の13ページでございます。大項目4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置、これについては、特に変更の提案はございませんでした。いかがでしょうか。

委員

東金市、九十九里町が財政負担をしてこのセンターが運営されている訳ですけれども、私ども九十九里町も財政的に相当厳しい状況にありまして、東金市さんも同じような状況だと思いますが、そんな中で財政負担をしているからには、やはり経営の方である程度の収益を確保していただかなければならない、あまり大赤字を作ってもらいたくないというのが本音です。そんな中でも、センター長を初め、皆さんには頑張っている訳でございます。評価といたしましては、これでよろしいかと思いますが、今後、何と言いますか、ちょっと話題が逸れますけれども、山武郡市の中で、東金、九十九里だけではなくて、山武市、大網白里市、そして近隣の長生郡市の方々も患者さんがどんどん来ておりますので、これは前から申し上げておりますけれども、やはり、近隣の市町、郡の応援をもらわなければいけないのではないかと、これは色々な面であるんですけれども、特に財政面での支援が得られるような努力をこれから設立団体としては取っていかねばならないと思います。以上です。

委員長

ありがとうございます。この点も評価委員会としては強調しながら、まとめに入りたいと思いますが、他にこの項目でご意見ございませんでしょうか。

委員

広報関係のことを含めてよろしいですか。私、先日メディカルセンターの講演会にお伺いしました。この概要については東金市の広報でも参加者の募集があったんですけれども、メディカルセンターの方のホームページにはちょっとそのことが書かれていなかったように思います。私も、時々、新しいイベント、まあ、イベントをやるのが病院ではないんですけれども、何か情報が載っていないか、まあ、非常に専門的なお話でしたので専門家のドクター向けだったのかもしれないけれども、一般の市民の方もお見えでしたし、また、病院を身近に感じたということを理解するためには、今回の参加者も多くなっていくといいなという感想をもっておりました。そういう意味で、やはりホームページ等もそういう情報を発信していただきたいというのが私の要望でございます。

委員長

はい、ありがとうございます。この点については、いかがでしょうか。冒頭のご挨拶にもございましたように整形のナンバー2の先生がテレビで講演されるというようなことも、機会があれば、視聴していただける市民町民の方がもっと増えたかもしれませんので、今後、色々な機会を捉えて、広報活動、色々な面があると思いますけれども、それを強化していただければよろしいかと存じます。

ちなみに私どもの病院では、病院独自の広報誌を作りまして公の機関を中心に市役所などに置いていただきましたり、ホームページはなかなか年配の方は見ていただくチャンスが少ないですから、そういった印刷媒体ですとか、あるいは、講演会もいっぱいやっているんですけれども、専門家向けの講演会以外に、例え

ば、地域の公民館の朝の集まりにご希望があれば職員を派遣してテーマを決めてお話をしてくるとか、出前講座と言っていますけれども、対象はあと学校ですとか色々な団体がございますけれども、そういうようなものも今後とも検討の中に入れていけばと思いますのでよろしく願いいたします。財務、広報の面で他に
ご意見ございませんでしょうか。(委員から「なし」という声有)

それでは、全体の評価の前に、大項目の評価の確認をさせていただきたいと存じます。

資料 2 の 6 ページをお願いします。6 ページの冒頭がⅢ 項目別評価というふうになっておりまして、1 番目の大項目について、この項目については評価 3 という大項目評価となっておりまして、各中項目、小項目のバランスと言いますのは次の表のとおりでございまして、評価結果 3 のままでよろしいでしょうか。

(委員から「はい」という声有) はい、それでは、評価結果 3 とさせていただきます。次に資料 2 の 7 ページ 大項目の 2 でございます。先ほど評価を格上げさせていただいた項目が 2 つございまして、その下の表で見ますと②の人材の確保で、評価 3 が 1 から 2 に増え、評価 2 が 2 から 1 に減ったということと、もう 1 つ⑤職員給与の原則というところで、評価 3 を 1 とし、評価 2 を 0 とする変更が加わりました。これを見ますと、現在、評価項目ごとの集計が、評価 3 が 5 から 7 に変わりまして、評価 2 が 4 から 2 に変わり、評価 1 が 1 でございます。この大項目の評価結果は、評価 2 ということになっておりますが、評価 3 でよろしいでしょうか。(委員から「はい」という声有) はい、それでは、評価結果を評価 2 から評価 3 に変更させていただきます。続きまして 8 ページの真ん中辺りにございますが、大項目 3 の判定は、評価 3 となっておりますが、これはこのままでよろしいでしょうか。(委員から「はい」という声有) はい、では、このままということで、最後に 9 ページの大項目 4、ここは色々問題のあるところでございますけれども、評価として評価 3 でよろしいでしょうか。(委員から「はい」という声有) はい、それでは、大項目ごとの評価はそのように訂正をさせていただきまして、次に資料 2 の 2 ページをお願いします。

Ⅱ 全体評価のところでございます。全体評価のまとめとしましては、ちょうど中位でして、「概ね計画どおりに進んでいると認められる」という評価 B となっておりますが、これはこのまま変更せずによろしいでしょうか。(委員から「はい」という声有) では、全体評価は B のままで、本日の意見の集約とさせていただきます。

この第 1 号議案につきまして、何か、他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。ございませんようでしたら、第 2 号議案に移りたいと思います。

第 2 号議案 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター

平成 26 年度財務諸表の承認に関する意見書(案)について

委員長

第 2 号議案 平成 26 年度財務諸表の承認に関する意見書(案)についての審議を行います。それでは、2 号議案について、事務局より説明をお願いします。

参事

資料 3「財務諸表に対する意見聴取の方針」に基づき、合規制の遵守及び表示内容の適正性を確認していただいた結果として、承認することが適当であると考えます。よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長

はい、説明が終了しました。今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。前回の評価委員会に関しまして、法人より報告が 2 件ございます。1 点目は前回の評価委員会において、委員から消費税の取扱いについてご質問がございました。このご質問に対する回答の修正と、追加のご質問に対する回答が 1 点目でございます。2 点目は、法人監事による監査報告書について、前回の評価委員会で説明が

省略されておりましたが、その点について、ご説明をお願いいたします。

独法事務部長

法人の事務部長をしております本吉と言います。私から、今、委員長さんよりお話がありました2点について、ご説明を申し上げます。資料につきましては、資料4 財務諸表の3ページ、貸借対照表をご覧くださいと思います。

まず、最初に1点目の前回の評価委員会におきまして審議されました第2号議案 平成26年度財務諸表に対する意見聴取の際、委員さんの方から、本決算の段階で控除できない消費税はどのような項目に計上されておるのかという形での質問をいただきました。この質問に対しまして、私どもからは、固定資産以外に係る消費税に関しては各項目に計上しておりますとお答えをいたしました。実際におきましては、長期前払消費税、この項目に一括計上をしておりました。よって、答弁内容を以上のとおり修正をさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。その後、委員さんの方からそのことを踏まえて次の2点についてご質問をいただいたところでございます。1つは貸借対照表にございます長期前払消費税7億1,300万円の処理方法と会計方針についてどのように対応してきたのかというご質問いただきました。このことにつきましては、平成26年度の決算額を確定するにあたりまして、本センターにつきましては開院初年度という特殊な状況にあった、このことから、還付消費税の確定をし償却まで取り込むことが実態上困難であったことから、他の消費税の項目、未収還付消費税、長期前払消費税償却と一括して翌事業年度、平成27事業年度で処理する会計方針を私どものコンサルタントであります公認会計士の先生と相談をした上で決定したものでございます。よって、長期前払消費税の項目の中に、金額が確定できない病院の開院時に取得をいたしました医療機器等の購入に係る還付消費税これが約2,000万円でございます。それと長期前払消費税の償却対象額これが約9,000万円です。もう1つ、平成26年度に仕入れました医薬品及び委託費に関わる経費から発生をいたします控除対象外消費税、いわゆる損税と言われる部分ですが、これが約1億900万円含まれております。以上の点につきましては、財務諸表に関する監事の意見についてどうであったのかというご質問をいただいております。この方法に対しましては、当法人の白土監事より、消費税の還付金の還付請求は出すものの、この額につきましては税務調査によって修正される可能性があります。よって、長期前払消費税の総額及び償却額も大きく修正する可能性があるものでございます。従いまして、見込み額による処理を行わないことを相当と認めました。また、長期前払消費税の中に控除対象外消費税が推定といたしまして約1億900万円含まれておりますが、平成26年度の財務諸表の全体に与える影響という意味で総資産126億9,300万円これの0.8%、総費用の48億6,800万円これの2.2%でございまして、財務諸表に及ぼす影響割合が貸借対照表、損益計算書ともに軽微であるという形で判断したことから本財務諸表については適正という形で判断をいたしましたという意見をいただいております。この結果を受けまして、平成27年、今年の5月21日に開催をいたしました本法人の理事会において財務諸表を確定したものでございます。なお、委員さんの方から本件について7月22日及び29日に本財務諸表の長期前払消費税の取扱いに関しましてご質問いただいた内容とそれに対する当センターからの回答につきましては、別紙で皆様のところ配布をさせていただいております。後にご確認をしていただくようお願い申し上げます。

次に2点目の当法人の白土監事による監査報告書の説明について、前回の評価委員会で落としてしまいましたので、ここでご説明を申し上げたいと思っております。なお、資料につきましては、同じ財務諸表の最後のページをご覧くださいと思います。平成27年5月21日付け本法人の白土監事より、理事長宛に地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づきまして、地方独立行政法人の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度における業務執行を監査した結果について、次の以下の結果報告がございました。

まず、1 といたしまして、財務諸表、利益の処分に関する書類を除きますが、これにつきましては当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。2 点目につきましては、利益の処分に関する書類につきましては、法令に適合していると認めます。3 点目につきましては、決算報告書は、当法人の予算区分に従いまして決算の状況を正しく示していると認めます。4 点目におきましては、事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示していると認めます。5 点目につきましては、役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。最後に 6 点目といたしまして、平成 26 年度の資金運用において非常に苦慮されている状況が認められます。このため、現金による資本金 1,000 万円に関し設立団体と資本増強について協議が必要と認めます。この 6 点に関しまして、監事の方から監査報告があったことをここでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

はい、報告が終了しました。この点を踏まえまして、資料 3 の確認、2. 確認の内容を見ながらご検討いただきたいと存じます。まず、法人の方にご質問、ご意見などございますでしょうか。

監事の方の資料 4 の最後のページの報告書によりますと、確認の内容のうち合規制の遵守につきましては、日付が 5 月 21 日ですので提出期限は 3 か月以内で遵守されておりますし、必要書類はここに備考の所にごございます各方面についての報告があり、監事の報告書がここにごございます。また、役員の職務執行に関して、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められないという報告がございました。これを踏まえまして、では、まず、委員、先ほどの数点のご質問に関するお答えのご意見をお願いいたします。

委員

はい、それでは、7 月 10 日評価委員会でも私の方で財務諸表を確認させていただきました。財務諸表については、消費税の処理以外は特に異論がなかったのですが、消費税の件につきまして非常に気になりまして何回か質問をさせていただきました。その質問の内容に対する回答がお手元の別紙というところにごございます。まずは、全体を整理して全体像を把握する意味で、2 ページをご覧いただきたいと思います。2 ページの Q4 で、これにつきまして、長期前払消費税が貸借対照表に 7 億 1,300 万円計上されているということで、これにつきましてはどんな内容ですかという質問をさせていただきました。アンサーとしましては、まず還付消費税が 2,000 万円これはこの位ということですね。それから、長期の前払消費税の償却対象額、これは前年度に支払った建設に伴う消費税なんです、これのその償却を正規であるとする 9,000 万円、それから控除対象外消費税これは通常の前ほどご説明がございましたが薬とかそういうものに対する消費税、これが約 1 億円、その他固定資産に計上されている消費税が 4 億 9,400 万円とこういう全体像でございまして、ここで、このような全体像がわかりまして、その回答の下のところの説明をさせていただきますと、ちょっと読まさせていただきます。「当事業年度の本法人の消費税に係る考え方と会計処理を説明します。貸借対照表に計上されております長期前払消費税額についてご説明します。この中には現段階及び 6 月末日の平成 26 年度決算書承認時には金額の確定ができていない新病院開院時の医療機器等購入に伴う還付消費税額 2,000 万円及び長期前払消費税の償却対象額 9,000 万円が含まれておりますが、現段階では会計処理額として確定するには至っておりません。さらに、この長期前払消費税額には平成 26 年度の医薬品仕入、委託費等に関して発生した控除対象外消費税額が 1 億 900 万円含まれております。平成 26 年度において、当地方独立行政法人は、今回の 1 億 900 万円に相当する損税部分について開院初年度という特殊な状況の中で還付消費税を確定し、償却まで取り込むことは困難であったと判断し、今年度は他の消費税項目（未収還付消費税・長期前払消費税償却）と一括して翌事業年度において処理する会計方針を採用することとしました。この結果、当事業年度の決算においてはすべて貸借対照表上の長期前払消費税の中に一括して経理してあります。」この

ような状況でございます。そして、この今の別紙ですが、1 ページ目の質問事項の 2、これは、先ほど監事の報告書で問題がないというそういう報告でございますが、念のため、監事の意見を再度確認してくださいということで事務局にご質問をさせていただきました。答えとしましては、監査報告書上の判断については、「消費税還付金の還付請求はしているものの、これは税務調査等の結果をもってその額が修正される可能性がございます。」と、先ほどのご説明のとおりでございます。「これによって長期前払消費税額の総額もその額を大きく修正する可能性があり、見込み額による処理は行わないことと致しました。」と、これはこの償却は行わないということでございます。「また、長期前払消費税額の中に控除対象外消費税額が推定額として約 1 億 900 万円含まれておりますが、平成 26 年度の財務諸表全体に与える影響は」先ほどの説明にもあったとおり「総資産の 0.8%、総費用の 2.2%」であり、これは重要性がないというふうに監事が判断して「軽微であるという判断をして財務諸表を適正」と認めたということでございます。以上のとおりでございますが、委員の皆様方のご意見を踏まえて、また、私の方でお答えしたいと思います。

委員長

はい、ありがとうございました。皆さんいかがでしょうか。この点に関しまして、では、委員いかがでしょうか。

委員

質問事項につきましては、アンサーのところこういう一括で行うということで、そのように返していらっしやいますので、繰り返しになりますけれど、初年度ということで、このような形で問題ないというふうに考えております。

委員長

ありがとうございます。では他の皆さんいかがでしょうか。委員もとりあえず妥当な判断であろうというそういうことでしょうか。そういたしますと、合規制の遵守に関しては、監事の報告を含め、合規であるという判断にいたしたいと存じます。では、(2) の表示内容の適正性ということにつきましては、明らかな遺漏がないか、計数が整合しているか、書類相互間における数値整合は取れているか、これは基本的には監事さんが細かくご覧になったということによろしいかと存じますが、皆さんいかがでしょうか。法人の財務諸表に関する意見と言いますと、こういう包括的な意見ということになりますから、それでは財務諸表は適正であったというふうにこの評価委員会では評価したいと存じます。しかし、内容、あるいは細部につきましては議案の 1 で色々ご意見をいただき、前回の会議でもご意見をいただいたとおり、色々な問題については、今年度、平成 27 年度以降に改善をお願いしたいということで、まとめとしたいと存じます。他にご意見がございませんようでしたら、次のその他に移りたいと思います。事務局から何かございますか。

参事

特にございません。

委員長

委員の方々からも特に追加のご発言はございませんでしょうか。

委員長

それでは、本日の予定案件はすべて終了いたしました。以上で、平成 27 年度の第 2 回評価委員会を閉会といたします。本日はご苦労様でした。ありがとうございました。